

# 農業者の皆様へ

## ◇ 農地利用効率化等支援交付金（令和4年度当初予算） ◇

受付期間：令和4年4月20日（水）～令和4年4月22日（金）  
別紙「配分表」のボーダーラインについては、産業振興課農政係まで  
お問い合わせください。

標記事業に係る要望調査を実施いたしますので、希望される方は4/20-22の間で  
必要書類の提出をお願いいたします。 ※希望されない方は提出不要。

### 1. 事業内容

金融機関から融資を受け農業用機械等を導入する農業者等に対し、補助金の  
交付を行うものです。

労働力不足等の課題に対応するため、ロボット技術や情報通信技術等の先端  
技術を活用した機械（自動操舵システム、農薬散布等無人航空機、自動収穫・  
選果作業機等）の導入については優先枠を設けて支援を行います。

※トラック、フォークリフト、除雪機、倉庫等の汎用性の高いものは対象外

- 【補助率】 融資主体支援タイプ  
～事業費の3/10以内（補助金上限：300万円）  
先進的農業経営確立支援タイプ  
～事業費の3/10以内（上限：個人1,000万円、法人1,500万円）

### 2. 事業要件

ア) 導入予定の機械等を活用し、令和6年度までに以下の項目について成果目標  
を設定し達成すること。

※過去に同様の補助事業で機械等を整備している場合は、重複する目標は設定できません。

必須目標	①付加価値額の拡大	
選択目標	②農産物の価値向上	③単位面積当たりの収量増加
	④経営コストの縮減	
事業関連 取組目標	⑤経営面積の拡大	⑥労働時間の縮減
	⑦経営管理の高度化	⑧農作業の共同化
	⑨他産業との連携	

※選択目標は②～④から必ず1項目、事業関連目標については⑤～⑨から任意の成果目標を  
設定し、達成すること。

- イ) 令和4年度中に事業が完了（代金精算）すること。  
ウ) 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること。  
エ) 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられていること。  
オ) 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等の加入をすること

- カ) 既存機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備（いわゆる更新）するものではないこと
- キ) 事業費の低減を図ること。
- ・メーカー指定や型番指定は原則不可
  - ・入札、見積合せによる契約業者の決定（原則3社以上）
- ※要望調査票提出時は1社で結構です。

### 3. 受付期間

**令和4年4月20日（水）～令和4年4月22日（金）**

※期日を過ぎた場合は受付できませんので厳守でお願いします。

### 4. 提出書類

- ポイント加算を証明できる書類  
令和3年の青色決算申告書・直近の法人決算書等  
※申告途中等の場合は、ご相談ください。
- 導入予定の機械等の見積書
- 規格等が確認できるカタログ

### 5. その他

この調査は、現時点の要望を把握するためのものであり、**事業実施を確約するものではありません。**

※ポイント基準等については窓口もしくは農林水産省 HP にてご確認ください。

参考：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/nouchiriyoukourituka/R3.html>

### 6. 提出・問合せ先

産業振興課 農政係 TEL 0123-76-8018

## ◇ 重 要 ◇

**過去の事業の採択基準ポイントの動向等を踏まえ、ボーダーラインを設定しています。**

**よって、ポイントの合計が満たした農業者を申請の対象とさせていただきます。ポイントについては農政係までお問い合わせください。**

**長沼町として事業採択に向けての取組となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。**

**また、今後の状況によっては基準ポイントを見直す場合もありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。**